

## 日本言語学会倫理綱領

日本言語学会は、言語学の研究・教育および学会運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則と理念を「日本言語学会倫理綱領」として定める。

言語学の調査・研究は、他のあらゆる学問と同様、社会の信頼と理解の上に成り立っている。日本言語学会会員は、本綱領にもとづいて、言語学研究および教育における倫理的な問題について十分配慮しなければならない。

研究者が、社会的責任と倫理、人権の尊重やプライバシーの保護への配慮などの基本的原則を忘れては、社会的信頼を得ることはできない。会員は、調査・研究上関わりを持つ個人および集団の尊厳を侵害するような行為は慎まなければならない。さらに、自らの研究によって起こりうる社会的影響について十分に認識しなければならない。

本学会会員は、言語学研究の進展および社会の信頼に応えるために、本綱領を遵守しなければならない。

### 第1条

〔公正と信頼の確保〕会員は、言語学の研究・教育を行うに際して、また学会運営にあたって、公正を維持し、社会の信頼を損なわないよう努めなければならない。

### 第2条

〔目的と研究手法の倫理的妥当性〕会員は、「言語系学会連合研究倫理に関するガイドライン」に従って、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を確保しなければならない。

### 第3条

〔差別の禁止〕会員は、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・宗教・民族的背景・障害の有無・社会的地位などに関して差別的な取り扱いをしてはならない。

### 第4条

〔ハラスメントの禁止〕会員は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントにあたるいかなる言動・行為もしてはならない。

### 第5条

〔研究資金の適正な取扱い〕会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。

### 第6条

〔調査・研究成果の剽窃・盗用・捏造の禁止〕会員は、研究のオリジナリティを尊重し、剽窃・盗用・データの捏造・改ざんや二重投稿をしてはならない。また、調査・研究を複数の研究者が共同で、あるいは他者の協力を得て行う場合、その実施上の役割分担や責任の所在及びその成果が公表される場合の著作権等について十分な合意形成をしておかなければな

らない。

#### 第7条

〔プライバシーの保護と人権の尊重〕 会員は、言語研究に必要な調査・実験等を実施するにあたって、また研究成果の公表や教育活動にあたって、個人のプライバシーの保護と人権の尊重に最大限留意しなければならない。

#### 第8条

〔研究成果の公表〕 会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努め、社会的還元に留意しなければならない。

#### 第9条

〔相互批判・相互検証〕 会員は、互いの研究活動・成果を尊重するとともに、開かれた態度で学術的な相互批判・相互検証に努めなければならない。

#### 付則

日本言語学会は、言語学の研究・教育における倫理的な問題に関する質問・相談などに応じ、また、綱領違反が疑われる行為に対して適切な対応をとるために「日本言語学会倫理委員会」をおく。

本綱領は 2019年6月22日より施行する。

本綱領の変更は、日本言語学会評議員会の議を経ることを要する。